

## 特別養護老人ホーム ビハーラ横手 重要事項説明書

特別養護老人ホームビハーラ横手は介護保険の指定を受けております。  
介護老人福祉施設（秋田県指定第 0570350850）

当施設サービス（入所）のご利用者対象者は、原則として介護認定で「要介護3以上」の方が対象となります。

当施設はご利用者に対して介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次のとおり説明します。

### 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 相和会
事業者の所在地	秋田県横手市上境字大上境 158 番地 1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 萱森 眞雄
電話番号	0182-23-8335

### 2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム ビハーラ横手
施設の所在地	秋田県横手市上境字谷地中 139
施設長名	渡邊 浩二
電話番号	0182-35-6021
FAX番号	0182-35-6024

### 3 事業の目的と運営の方針

#### <事業の目的>

施設は法の基本理念と関係法令及び通知に基づき、ご入所者に対し日常生活上必要な便宜を供与し、健康で明るく生きがいのある生活ができるよう運営することを目的としております。

#### <施設運営の方針>

定款に定める目的を基本とし、高齢化する社会が求めるニーズに応えられるよう「大きな安心とぬくもりのある快適生活」の確保を基本としサービスを提供いたします。

#### 4 施設の概要

##### (1) 敷地及び建物

敷地		7, 0 0 6. 5 1 m <sup>2</sup>
建物	構造	鉄骨造 3 階建 (耐火構造)
	延べ床面積	2, 4 5 5. 9 8 m <sup>2</sup>
	利用定員	3 0 名

##### (2) 主な設備

居室の種類	室数
従来型個室 (一人部屋)	10 室
多床室 (二人部屋)	10 室
共用設備	備考
食堂・交流室	各ユニット別
機能訓練室	平行バー・筋力トレーニングマシンなど
浴室	特殊浴槽 (2 種類)・中間浴槽・個室浴槽
静養室	
医務室	
ゲストルーム	ご家族の宿泊が可能です。
トイレ・洗面所	
洗濯室・汚物処理室	
地域交流スペース	自動販売機・公衆電話

\*各個人用ベッド及び全てのトイレ、浴室等にナースコールが設置されています。その他についてはパンフレットを参照ください。

#### 5 職員体制 (主たる職員)

職種	職員数	夜間勤務職員数	備考 (資格等)
施設長	1 名		社会福祉士
嘱託医師	1 名		医師免許
生活相談員	1 名		社会福祉士 介護支援専門員
介護職員	12 名以上	2 名	介護福祉士等
看護職員	1 名以上		看護師・准看護師
管理栄養士	1 名		管理栄養士
機能訓練指導員	1 名 (兼)		看護師・准看護師
介護支援専門員	1 名 (兼)		介護支援専門員

## 6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	8：30～17：30
生活相談員	8：30～17：30
介護職員	早 番 ① (07：00～16：00) 日 勤 ① (08：00～17：00) ② (08：30～17：30) 遅 番 ① (10：00～19：00) ② (13：00～22：00) 夜 勤 ① (22：00～07：00)
看護職員	①08：00～17：00 ②8：30～17：30

## 7 施設サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

介護度に応じた施設サービス計画を作成し、ご利用者及び代理人の承諾のもと計画に応じた介護サービスを提供します（\*料金については別紙 料金表を参照）。

種類	内容
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。</li> <li>* 食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるよう配慮します。</li> <li>* 朝食7：30～ 昼食12：00～ 夕食18：00～ (状況に応じ食事時間の選択も可能です)</li> </ul>
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ご利用者の希望や体調に配慮し週2回以上の入浴又は清拭を行います。</li> </ul>
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>* 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>* 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容を援助します。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 必要に応じて、ご利用者の状況に適した機能訓練を行い生活機能の維持、改善に努めます。</li> <li>* 週1回の嘱託医による回診と嘱託医の指示による医療処置、定期健診を行います。又、健康相談にも応じます。緊急時等必要な場合には主治医、又は協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。夜間、看護職員は施設に不在ですが、24時間連絡を取り合うオンコール体制にしております</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ご利用者及び代理人からのいかなるご相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul>
社会便宜の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>* レクリエーション、行事などの提供、日常生活上必要な行政機関などの諸手続で、ご利用者、代理人などが対応困難な場合の代行手続を行います。</li> </ul>
生活サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 寝具交換、居室掃除、施設内で可能な洗濯を行います。</li> </ul>

その他	* クリーニング、宅配便、郵便物、新聞などの取次も行います。
-----	--------------------------------

(2) その他介護給付サービス加算

別紙 特別養護老人ホーム ビハーラ横手 ご利用料金表を参照ください。

(3) 介護保険給付外サービス

① 食事の提供

提供する食事の材料及び調理にかかる実費相当額の範囲内にて、その費用を負担していただきます。ただし、介護保険負担額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額のご負担となります。(別紙 料金表参照)

② 居住の提供

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建設設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護負担限度額認定証の発行を受けている方については、認定証に記載された居住費の金額のご負担となります。(別紙 特別養護老人ホーム ビハーラ横手 ご利用料金表参照)

③ その他

特別な食事の提供サービス	* ご利用者の希望により、特別に用意する食事・外食なども提供いたします。	要した費用の実費
理容サービス	* 毎月2回予定理髪店の出張による理髪サービスをご利用いただけます。	1回2600円
買い物代行サービス	* ご利用者、代理人などが対応困難な場合、購入代行サービスをご利用いただけます。	品物の購入代金の実費
預かり金管理サービス	* ご利用者が所持する現金及び預貯金等の管理を依頼された場合、金品のお預かりサービスをご利用いただけます。 * ご利用者又は代理人に対し、原則として、1ヶ月ごとに金銭出納の報告を致します。 * ご利用者又は代理人は、いつでも金銭出納の記録の提示を求められます。	無料
その他	* 日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当である物については実費負担となります。	

(1) 協力医療機関協力契約の内容

- ① ご利用者の定期的な診察
- ② ご利用者が急変した場合の緊急対応措置
- ③ ご利用者が入院を必要と診断された場合の医療機関の紹介

医療機関の名称		
	平鹿総合病院	ほそや歯科医院
院長名	堀口 聡	細谷養幸
所在地	横手市前郷字八ッ口 3-1	横手市条里 2 丁目 3-14
電話番号	0182—32—5121	0182-23-5084
診療科	総合	歯科
入院設備	有	無
救急指定の有無	有	無

(2) ご利用者の医療

- ① 病気や怪我の治療は、当施設の嘱託医師、又はご利用者が選択する医療機関で受けていただくこととなります。医療費は医療保険制度で支給される以外の費用はご利用者の負担となります。ただし、検査及び短期間の入院の手続や送迎は無料です。
- ② 通院時の付き添い、入退院の送迎は致しますが入院中の付き添いは致しません。
- ③ 入院が3ヶ月以上にわたった場合は、退所の相談をさせていただきます。
- ④ 当施設は特定行為事業者の登録施設です（登録番号 051000063）。

9 非常災害の対策

災害時の対応	役割分担などを定めた避難訓練等を通じ、ご利用者、職員が災害時において迅速的確な対応を図ることとします。	
平常時の訓練等	各人の役割分担などを定め、年2回以上の昼間及び夜間を想定した避難訓練を、ご利用者の方の参加並びに消防署等の協力を得て実施します。	
防災設備	スプリンクラー	防火扉・シャッター
	非常階段	室内消火栓
	自動火災報知器	非常通報装置
	誘導灯	漏電火災報知器
	ガス漏れ報知器	
	カーテン、ブラインド等防火性のあるものを、使用しております。	
防災計画等	消防署への届出済 防災管理者届出済	

- ① 当施設では、契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。
- ② 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。
- ③ 身元引受人の職務は、次の通りとします。
  - イ) 利用契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担
  - ロ) 民法 458 条の 2 に定める連帯保証人
- ④ 前号のロにおける連帯保証人は、次の性質を有するものとします。
  - イ) 連帯保証人は、ご利用者と連帯して、本契約から生じるご利用者の債務を負担するものとします。
  - ロ) 前項の連帯保証人の負担は、極度額 150 万円を限度とします。
  - ハ) 連帯保証人が負担する債務の元本は、ご利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
  - ニ) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、ご利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

#### 1 1 身体拘束の禁止

施設で定める、「身体的拘束等の適正化のための指針」に則り、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、ご利用者やその代理人に、その理由、内容、時間、期限等について説明し文書による確認を得ることを前提とします。また、施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 2 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとします。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

#### 1 2 虐待の防止について

施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町

村に通知します。

### 1 3 個人情報の保護

施設は、ご利用者の個人情報保護及び安全管理を保つため、「医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」に則り、個人情報の利用目的を明示するとともに、適正に情報の管理をいたします。

### 1 4 当施設ご利用の際に留意いただく事項

同性介助	職員シフトの都合上、同性介助は確約できません。但しご希望があれば可能な限り配慮いたします。
来訪・面会	午前9時より午後5時までとなっております。 必ずその都度面会カードにて届出てください。
外泊・外出	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を担当職員に申し出てください。
医療機関への受診	自由選択
居室・設備・器具の利用	施設内の居室設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は他のご入所者の迷惑になる場合はご遠慮願います。
迷惑行為等	サービス従事者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為（騒音等含む）はご遠慮願います。又むやみに他のご利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	ご利用者本人、又は代理人
現金等の管理	ご利用者本人、又は代理人
宗教・政治活動	施設内での宗教及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。

### 1 5 事故発生時の対応及び賠償責任

甲は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに横手市及び関係各機関並びに代理人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 甲は、サービスの提供により乙に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。ただし、当該事故の発生につき、乙の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

### 1 6 衛生管理等

特別養護老人ホームの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- 2 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### 1.7 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 1.8 苦情申し立て

当施設窓口	担当受付 生活相談員 内田 一宏 電話 0182-35-6021  (ビハラー横手 苦情解決責任者) 総括施設長 渡邊 浩二
第三者委員	小田嶋栄子 0182-33-8075 松井 敏子 0182-36-1862
横手市まるごと福祉課	所在地 横手市中央町8番2号 電話 0182-35-2134
国民健康保険団体連合会	所在地 秋田市山王4丁目2番3号 電話 018-883-1550
秋田県運営適正化委員会	所在地 秋田市旭北栄町1-5 電話 018-864-2726

- 1.9 福祉サービス第三者評価事業の評価については、以下の通りです。  
直近の実施日：実施なし

以上、特別養護老人ホーム ビハーラ横手におけるサービスの提供開始に際し、ご利用者に対し本書面に基づき重要事項の説明と交付を行いました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 秋田県横手市上境字谷地中139番地

名称 特別養護老人ホーム ビハーラ横手

説明者

所属 特別養護老人ホーム ビハーラ横手

氏名 内田 一宏 印

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明と交付を受け同意し、受領しました。

令和 年 月 日

ご利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

ご利用者との続柄 \_\_\_\_\_